

## 令和2(2020)年度栃木県がん対策推進協議会次第

日時: 令和2(2020)年10月8日(木)15:00~16:30

場所: ニューみくら大会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) がん検診部会及びがん登録部会の開催状況等について
- (2) 栃木県がん対策推進計画(3期計画)における指標の状況等について
- (3) がん対策推進事業の実施計画等について

### 3 その他

### 4 閉 会

---

#### ≪配布資料≫

栃木県がん対策推進協議会委員名簿

栃木県がん対策推進協議会席次表

栃木県がん対策推進協議会関係規程

資料1 がん検診部会及びがん登録部会の開催状況について

資料2-1 栃木県がん対策推進計画(3期計画)における指標の状況等について

資料2-2 栃木県がん対策推進計画(3期計画)の中間評価について

資料3 がん対策推進事業の実施計画等について

資料4-1 がん診療提供体制について

資料4-2 特定の機能を有する薬局の認定制度について

参考資料1 がん検診部会関連資料

参考資料2 がん登録部会関連資料

参考資料3 新型コロナウイルス感染症に係るがん患者への対応について

参考資料4 啓発リーフレット等

栃木県がん対策推進協議会委員名簿

任期：H30.6.1～R3.5.31

No.	分野	委員	所属・役職	備考
1	患者団体	坂本 裕明	がん患者支援ネットワーク代表	
2		栗原 みどり	あけぼの栃木代表	
3		増子 孝徳	(公財) がんの子どもを守る会副理事長 (弁護士)	
4	医療	菱沼 正一	栃木県がん診療連携協議会長	会長
5		福田 晴美	(一社) 栃木県医師会常任理事	
6		野間 重孝	栃木県病院協会常任理事	
7		柏瀬 昌史	(一社) 栃木県歯科医師会理事	
8		越川 千秋	(一社) 栃木県薬剤師会副会長	
9		渡邊 芳江	(公社) 栃木県看護協会常任理事	
10	保険者	宮崎 務	栃木県保険者協議会副会長	
11	経済	藤田 宣昭	(一社) 栃木県経営者協会事務局長	
12		益子 照雄	栃木県中小企業団体中央会専務理事	
13	労働	青山 繁	栃木労働局職業安定部職業安定課長	
14		藤川 佳織	栃木県社会保険労務士会理事	
15	福祉	千葉 加代子	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会副会長	
16	教育	久保 元芳	宇都宮大学共同教育学部准教授	
17	学識経験	佐田 尚宏	自治医科大学附属病院長	欠席
18		窪田 敬一	獨協医科大学病院長	
19	市町	羽金 和彦	宇都宮市保健所長	
20		國井 美由紀	市貝町健康福祉課長	欠席

(敬称略)

# 令和2(2020)年度栃木県がん対策推進協議会 席次表

日時: 令和2年10月8日(木) 15:00~16:30

場所: ニューみくら大会議室

菱沼会長



記者席

傍聴席

坂本委員

栗原委員

増子委員

福田委員

野間委員

柏瀬委員

越川委員

渡邊委員

宮崎委員

藤田委員

益子委員

青山委員

藤川委員

千葉委員

久保委員

窪田委員

羽金委員

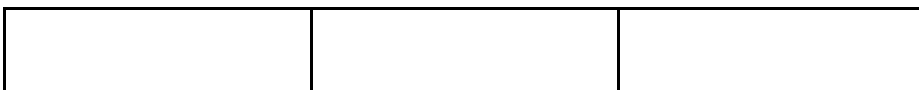


赤羽 課長補佐 (総括)      渡辺 主幹      海老名 部長      柏瀬 健康増進 課長      金子 課長補佐      青木 副主幹



医療政策 課 家入 課長補佐      医療政策 課 田中 主査      子ども政策課 星野 課長補佐      保健福祉 課 藤井 主幹      薬務課 鈴木 副主幹      薬務課 東城 副主幹      伊東 班長

入口



子校女生 課 渡邊 指導主事      特別支援教育 岩崎 指導主事      労働政策 課 松川 主査      がんセンター 早乙女 室長補佐      岸部 係長      中村 副主幹      飯島 主査      横塚 主任      倉持 主事

## 栃木県がん対策推進協議会関係規程

### ○栃木県がん対策推進条例（抄）（平成 30 年栃木県条例第 4 号）

#### 第 3 章 栃木県がん対策推進協議会

**第 21 条** この条例の規定によりその権限に属させられた事務及びがん登録等の推進に関する法律の規定に基づき同法第 18 条第 2 項に規定する審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事務を処理し、並びに知事の諮問に応じ、がん対策の推進に関する事項を調査審議するため、栃木県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、前項に規定するもののほか、がん対策の推進に関し必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員 20 人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
  - 一 がん患者等を代表する者
  - 二 拠点病院を代表する者
  - 三 医療関係団体を代表する者
  - 四 医療保険者を代表する者
  - 五 事業者を代表する者
  - 六 保健、福祉、雇用、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間の団体を代表する者
  - 七 個人情報保護に関する学識経験のある者
  - 八 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 5 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### ○栃木県がん対策推進協議会規則（平成 30 年栃木県規則第 7 号）

（趣旨）

**第 1 条** この規則は、栃木県がん対策推進条例（平成 30 年栃木県条例第 4 号）第 21 条第 7 項の規定に基づき、栃木県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

**第 2 条** 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

**第3条** 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

**第4条** 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員(前条第1項の規定により専門委員を置く場合にあつては、委員及び専門委員。以下この条において同じ。)は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(会議)

**第5条** 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員(第3条第1項の規定により専門委員を置く場合にあつては、委員及び議事に関係のある専門委員。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第1項及び前項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

**第6条** 協議会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## ○栃木県がん対策推進協議会運営要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、栃木県がん対策推進協議会規則（平成30年栃木県規則第7号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、栃木県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

**第2条** 規則第4条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、協議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
がん検診部会	がん検診の受診率及び質の向上に係る事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べること。
がん登録部会	1 がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の規定に基づき同法第18条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事務を処理すること。 2 1に規定するもののほか、がんの罹患、診療、転帰等に関する情報に係る事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べること。

2 会長が必要と認めるときは、前項の表の左欄に掲げる部会以外の部会を臨時に設置することができる。

(部会の専決事項等)

**第3条** 前条第1項の表の左欄に掲げる部会が、規則第4条第6項の規定により部会の議決をもって協議会の議決とすることができる事項は、当該部会の所掌事務に係るものとする。

2 前項の規定により、前条第1項の表の左欄に掲げる部会が当該部会の所掌事務に係る議決をしたときは、部会長は、その旨を速やかに会長に報告するとともに、直近に開催される協議会に報告するものとする。

(会議の公開)

**第4条** 協議会及び部会の会議は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長又は部会長が協議会又は部会に諮って、これを公開しないことができる。

(1) 「栃木県情報公開条例」（平成11年栃木県条例第32号）第7条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

3 会長又は部会長は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしな

ければならない。

(関係者からの意見の聴取等)

**第5条** 会長又は部会長は、必要と認めるときは、協議会又は部会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(雑則)

**第6条** この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年6月26日から実施する。